特定非営利活動法人　全国骨髄バンク推進連絡協議会

役員報酬に関する規程

制定　　2015年3月15日
最新改正　　2026年6月　7日

（目　的）
第１条　この規程は、特定非営利活動法人　全国骨髄バンク推進連絡協議会（以下「全国協議会」）定款第 19 条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関する事項を定めることを目的とする。

（定　義）
第２条　この規程で定める役員とは、理事及び監事とする。
２　費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費・物品購入等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとし、役員費用弁償規程に基づき支払う。

（役員の報酬）
第３条　役員に対しては、総会の議決で定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

（報酬等の支払方法）
第４条　役員に対する報酬は、本人の指定する口座へ前月分を翌月 5 日に支払う。支払日が休日にあたる場合は、直前の平日とする。ただし法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

（報酬の額の決定）
第５条　報酬の額は、総会の議決により定める総額の範囲内で月額で支払うものとし、職務内容および職責等に応じた配分方法の取り扱いを理事会で協議したうえで理事長が決定する。

（契約書の取り交わし）
第６条　役員に報酬を支払う場合は、当事者と全国協議会が、報酬や職務等を明記した契約書を取り交わす。
２　役員の任期にかかわらず、契約書は１年ごとに取り交わすこととする。

（就任または退任等の場合の報酬の取り扱い）
第７条　月の途中で新たに常勤の役員に就任した場合、または退任・解任、または死亡により退任した場合の該当期間の月額報酬は日割り計算等を行わず、1ヵ月分を支給する。

（改正等）
第８条　この規程の制定及び改廃は、理事会が決定し、総会の議決を受けて行う。

附　則
１　この規程は、2015年3月15日から施行する。

附　則（2026年6月7日改正）
１　この規程は、2026年6月7日から施行する。

特定非営利活動法人　全国骨髄バンク推進連絡協議会

給 与 規 程

制定 2001年 2月 12日
改正 2002年 4月 21日
改正 2012年 11月 18日
改正 2013年 6月 30日
改正 2015年 1月 18日
改正 2019年 10月 20日
改正 2020年 9月 13日
改正 2021年 4月 29日
最新改正 2025年 7月 27日

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は，就業規則（以下「規則」という）第34条に基づき，特定非営利活動法人　全国骨髄バンク推進連絡協議会（以下「協議会」という）の事務局職員（以下「職員」という）の給与に関する基準および手続きを定めたものである。ただし，パートタイマー等就業形態が特殊な勤務をする者について，その者に適用する特別の定めをした場合にはその定めによる。

（給与の原則）

第２条　給与は，職員の遂行した職務の質と量および責任の度合とに応じて支払うことを原則とする。

（給与の分類）

第３条　給与は次のとおり分類する。

⑴賃金
⑵賞与
⑶退職金

第２章　賃　金

第１節　賃金の支払い

（賃金の締切日および支払日）

第４条　賃金の計算期間は、当月の１日より当月末日までとし、翌月５日に支払う。支払日が休日にあたる場合は、直前の勤務日に繰り上げることとする。ただし、その限度は２日前までとし、これに該当しない場合は直後の勤務日とする。

（非常時払い）

第５条　職員が，次の各号の一に該当し，その請求があった場合は，前条の規定にかかわらず，既往の勤務に対する賃金をそのつど支払う。

⑴本人が死亡したとき

⑵その他，協議会がやむを得ないと認めたとき

（賃金の支払いおよび控除）

第６条　賃金は，全額通貨で直接職員にその内訳を示して支払う。ただし法令に定められたもの，および職員の代表と書面により協定したものは控除する。

（日給計算・時間給計算）

第７条　月稼働基準日数を20日、１日の所定労働時間を7時間とする。したがって，この規程で定める日給（日割）計算、並びに時間給は次の算定式による。

⑴日給（日割）計算

給与月額を月稼働基準日数（20日）で除した額

⑵時間給計算

日給額を１日所定労働時間（７時間）で除した額

２　前項の計算式により算定された賃金の小数点以下については切り上げとする。

（平均賃金）

第８条　この規程で用いる平均賃金の算出方法は，労働基準法第12条に定めるところによる。

（月給者の賃金控除）

第９条　賃金の一部を控除する場合において，賃金が月額をもって定められている場合は，日割または時間割計算でこれを控除して行う。

（１円未満の端数）

第10条　賃金計算上１円未満の端数が生じた場合は，これを１円に切り上げる。

（賃金の分類）

第11条　賃金を下記のとおり分類する。

⑴基準内賃金：基本給／家族手当／住宅手当／役職手当

⑵基準外賃金：時間外手当／通勤手当／年末年始特別手当

第２節　基本給

（基本給の形態）

第12条　職員の基本給を次のとおり区分する。

⑴月給：規則第４条に定めるところにより採用された職員

⑵時間給：パートタイマーおよびアルバイト

（基本給の対象となる労働）

第13条　基本給について，月給者は１カ月（暦月）の就業に対して支給する。

２　時間給者は実質労働時間に対して支給する。

（新任または昇給の月の賃金）

第14条　月の途中で新任または昇給した場合，基本給が月給であるときは，その月の基本給は辞令日付の当日より，暦日による日割計算で支給する。

（退職または死亡した月の賃金）

第15条　月給者が退職または死亡した場合，その月分の基準内賃金は辞令の日付（または死亡当日）まで暦日による日割計算して支給する。ただし欠勤のため基本給を支給しない場合を除く。

２　懲戒解雇または試用期間内における即時解雇の場合の賃金は，前項に準じ暦日による日割計算により支給する。

第３節　基本給の計算

（基本給）

第16条　職員の勤続年数、勤務態度、協議会の財政状況等考慮の上、理事会の議決を経て、理事長が決定する。

（欠勤した場合の計算）

第 17 条　職員が振替休日、有給休暇等に該当しない欠勤をした場合には、日又は時間単位での給与減額を行う。時間単位の場合、計算単位は30分をもって１単位とする。

（遅刻，早退，外出の場合の計算）

第18条　職員が遅刻，早退，外出などにより，就業時間の一部を休業した場合においては，その時間に対する賃金は支給しない。ただし本規程で別に定める場合においてはその規定による。

２　控除のための計算単位は，30分をもって１単位とする。なお，賞与，昇給時において人事考課上の出勤率を計算するに際しては，遅刻，早退，私用外出３回をもって欠勤１日に換算する。

（休・復職者の取扱い）

第19条　職員が，月度の中途で休職もしくは復職した場合は，基本給計算上，休職後または復職前の所定就業日を欠勤したものとみなし，月給者については第14条，第15条に準じて取扱う。

（欠勤，遅刻，早退および外出の特例扱い）

第20条　規則第16条および同第17条に定める欠勤，遅刻，早退および外出があった場合で，協議会がこれを承認した場合に限り，本規程第17条および同第18条の規定にかかわらず，所定の就業時間，就業したものとして取扱う。

（賃金を支給しない場合）

第21条　職員が，次の各号の一に該当する場合は，その休業した期間または時間に対する賃金を支給しない。

⑴規則第 14 条第２項の入場禁止または退場命令に伴う不就業

⑵規則第 38 条の出勤停止に伴う不就業

⑶協議会の指示に基づかない就業または不就業

⑷争議行為に伴う不就業

（年次有給休暇の取扱い）

第22条　規則第19条に定める年次有給休暇については，基本給計算上，所定の就業時間，就業したものとして取扱う。

（特別休暇等の取扱い）

第23条　規則第20条第１項に定める特別休暇のうち、法要休暇については無給とし忌引休暇については有給とする。

２　規則第20条第２項に定める結婚休暇は有給とする。

３　規則第20条第４項に定める特別休暇、第５項に定める生理休暇、第21条に定める病気休暇、第23条に定めるボランティア休暇および規則第24条に定める育児休暇・介護休暇については，無給とする。

（協議会の責任による不就業の取扱い）

第24条　職員が，協議会の責に帰すべき事由による休業のため就業しなかった場合は，不就業１日につき，平均賃金の60％を下回らない金額の休業手当を支払う。

第４節　賃金の見直し

（見直しの原則）

第25条　賃金については，協議会の予算・決算の状況，各人の勤務成績等を勘案し，年に１回，見直しを行う。

第５節　家族手当

（家族手当の支給範囲）

第26条　職員が，次の各号に掲げる同居の家族、または施設入所等の理由により別居している家族を扶養しているときは，家族手当を支給する。

⑴配偶者

⑵満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子，孫および弟妹

⑶満 60 歳以上の父母および祖父母

⑷重度心身障害者

（家族手当の額および支払い）

第27条　家族手当の額は，別紙１に定めた額による。

２　家族手当は，その月度を通して扶養対象となる家族がおり、その出勤日数が10日を超える場合に支給される。

（扶養家族の届け出）

第28条　扶養家族に異動を生じた場合は，異動の事実を証明する書類を２週間以内に提出し，届け出なければならない。

２　前項の届け出を怠った場合は，増額の分については届け出の翌月より支払い，減額の分については，過払分を返還しなければならない。

第６節　住宅手当

（住宅手当の対象者，額および支払い）

第29条　職員が次の各号の一に該当する場合には住宅手当を支給する。

⑴自ら居住するための住宅（貸間を含む）を借り受け，現に居住し，月額 10,000 円以上の家賃を支払っている職員：月額 10,000 円

⑵前号で 10,000 円未満の家賃を支払っている職員：当該家賃全額

⑶その所有に係る住宅に居住する，世帯主である職員：月額 1,000 円

２　前項の住宅手当はその月度を通して該当する者に対し、その出勤日数が10日を超える場合に支給される。

（異動の届け出）

第30条　規則第６条の届け出事項に異動を生じた場合は，異動の事実を証明する書類を２週間以内に提出し，届け出なければならない。

２　前項の届け出を怠った場合は，支給該当になる分については届け出の翌月より支払い，支給該当でなくなる分については過払分を返還しなければならない。

第７節　時間外手当

（計算の基準）

第31条　本節に定める時間外手当の計算上，基礎となるべき賃金は第11条に定める基準内賃金のうちの基本給とする。

（時間外手当・休日手当・深夜手当）

第32条　職員が法定外の勤務時間外に勤務した場合，１時間につき時間給の 125％を支給する。

２　職員が法定休日に勤務した場合，１時間につき時間給の 135％を支給する。

３　職員が22時から５時までの間に勤務した場合，１時間につき時間給の150％を支給する。

４　職員が法定休日の22時から５時までの間に勤務した場合，１時間につき時間給の160％を支給する。

5　前各号の時間外労働時間は30分をもって１単位として計算する。

第８節　通勤手当

（支給基準）

第33条　通勤のため，公共交通機関を利用してその運賃を負担する職員，自動車等（自転車を含む）を使用する職員，およびこれらを併用する職員には，通勤手当を支給する。ただし，経路のうち、片道２ｋｍ未満の部分には支給しない。

2　職員は，最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路・方法を選択しなければならない。

（支給額）

第34条　支給額は次のとおりとする。

⑴公共交通機関利用の場合：実費。ただし，定期券代金をもって支給額計算の基礎とし，最低の料金のものを適用することを原則とする。また，定期券現物を提示し，その写しを提出しなければならない。

⑵自動車その他，原動機付きの交通用具使用の場合：月額 2,000 円

⑶自転車利用の場合:月額 1,000 円

2　前項の通勤手当は，その月度の全就業日を欠勤した場合は，これを支給しない。月度の中途における就業，不就業および転居など異動を生じた場合の取扱いは，第30条の規定を準用したうえで，日割計算によって支給するものとする。

3　第１項第１号の実費が月額45,000円を超える場合は，45,000円にその超える額の２分の１の額（5,000 円を限度）を加算した額とする。

4　公共交通機関，自動車等を併用する場合は，それぞれを加算した額とする。その場合にも前項を適用し，支給総額の上限は月額50,000円とする。

5　２つ以上の種類を異にする交通機関等を乗り継いで通勤する場合，その者の住居または勤務場所から，通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用する交通機関等は，原則としてこれを算出基礎とすることはできない。ただし，協議会が特に認めた場合は，この限りではない。

第９節　年末年始特別手当

（支給基準）

第35条　年末及び年始に勤務する職員には、特別手当を支給することができる。

2　対象となる年末とは、12 月 29 日から 12 月 31 日までとし、対象となる年始とは、１月１日から１月３日までとする。

（支給額）

第36条　支給額は次のとおりとする。

⑴年末及び年始の特別手当は 5,000 円とする。

⑵ただし、12 月 31 日及び１月 １日の勤務については、上記⑴に加えて 2,000 円の加算を行うことができる。

第３章　賞　与

（賞与の区分）

第37条　賞与を分けて，夏季賞与と冬季賞与とし，夏季賞与については前年11月21日以降から支給日まで，冬季賞与についてはその年の５月21日以降から支給日までに在籍する職員にこれを支給する。

（賞与の算定基礎期間）

第38条　夏季の賞与の算定基礎期間は，前年の11月21日から５月20日までとし，冬季賞与の算定基礎期間は，当年の５月21日から11月20日までとする。

（賞与の算定および支給）

第39条　賞与は，算定基礎期間における協議会の予算・決算の状況と，算定基礎期間における各職員の勤務状況などを勘案して，その支給額を査定する。ただし，協議会の予算・決算の状況が極めて悪く，支払能力がない場合には，支給しないことがある。賞与算定時における出勤率の算定にあたっては，規則第19条の年次有給休暇，規則第20条の特別休暇のうち結婚休暇，服喪休暇，配偶者出産の場合の休暇，および業務上の傷病による休業日については出勤扱いとし，休業日数に含めない。

第４章　退職金

（中退共加入）

第40条　勤務満６カ月を経過した月給者である職員は，中小企業退職金共済制度（中退共）に加入する。掛金は月額10,000円とし，全額を協議会が負担する。

（支給対象者）

第41条　18カ月以上継続して月給者であった職員が退職する場合に，退職金を支給する。

（支給額）

第42条　退職金の支給額は，中小企業退職金共済制度に定められた基本退職金額表に拠り，同表中，月額掛金10,000円の場合を適用する。

２　職員が規則第38条による懲戒解雇を受けた場合は，中小企業退職金共済事業本部に退職金の減額を申し出て支給額を減額することができる。その際の減額率は，最大80％とする。

第５章　雑　則

（その他）

第43条　この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

１　この規程は，2001年２月12日から施行する。

２　この規程を改廃する場合には，職員代表者の意見を聞いて行う。

附則

1　この規程は，2002年４月21日から改正施行する。

附則

1　この規程は，2012年11月18日から改正施行する。

附則

1　この規程は，2013年６月30日から改正施行する。

附則

1　この規程は，2015年１月18日から改正施行する。

附則

1　この規程は，2019年10月20日から改正施行する。

附則

1　この規程は，2020年９月13日から改正施行する。

附則

1　この規程は，2021年４月29日から改正施行する。

附則

1　この規程は，2025年７月27日から改正施行する。

別紙１

家 族 手 当

<table>
<tr><th></th><th>配偶者有り</th><th>３人目以降</th><th>配偶者がない場合の１人目</th></tr>
<tr><td>配偶者</td><td>10,000 円</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>満 22 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までの間にある子、孫および弟妹
（１人につき）</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td>満 60 歳以上の父母及び祖父母
（１人につき）</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td>重度心身障害者
（１人につき）</td><td>3,000 円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1,000 円</td><td>7,000 円</td></tr>
</table>

書式第１７号（法第５５条関係）

特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会	事業年度	令和７年４月１日 ～令和８年３月31日

1　**資金に関する事項**［①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1)　収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会費	312,000円
寄付	52,411,239円
継続寄付	676,000円
賛助会費	1,434,000円
募金箱	18,148,555円
各地負担金	118,907円
販売品（グッズ）	2,488,575円
雑収入	123,181円
受取利息	72,504円
	～以下余白～
	円
	円
	円
	円
合計	75,784,961円

(2)　借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3)　その他

なし

促進法施行規則第32条第１項各号に対応しています。以下同じです。

2　取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引]

(1)　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]		30,000,000 円	寄付
		15,775,163 円	寄付（募金箱）
		2,740,745 円	寄付
		685,150 円	寄付（募金箱）
		604,800 円	

(2)　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]		2,899,600 円	家賃・水道代
		2,788,500 円	ハンドブック「白血病と言われたら」第７版製作費
		1,869,615 円	ﾁｬﾘﾃｨ協働ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ費
		1,106,600 円	啓発ｸﾞｯｽﾞｷｬﾗｸﾀｰﾃﾞｻﾞｲﾝ使用料製造ﾛｲﾔﾘﾃｨ料
		824,230 円	ハンドブック「白血病と言われたら」第７版デザイン料

(3)　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
別紙①のとおり				775,960 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
[redacted]		別紙②のとおり		54,120円	請求書による
		別紙②のとおり		694,980円	請求書による
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3　**寄附者に関する事項**［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏　　名	寄　附　金　額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　　分	支給期間等	支給金額
なし					

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和７年４月１日　～令和８年３月31

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
7人	13,782,592円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
別紙③-１のとおり			6,502,345 円	造血細胞移植費用支援
			6,094,000 円	分子標的薬治療費支援
			100,760 円	精子保存費用支援
			521,827 円	卵子保存費用支援
別紙③-2 のとおり			501,500 円	活動支援
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合計	13,720,432 円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実施日	使途	金額
. .	なし	円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引　　別紙①

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
[redacted]		ミニハンカチ200枚 クリアファイル50枚	2025年4月3日	25,150円	加盟団体価格にて販売
		ティッシュ10箱	2025年4月16日	70,000円	加盟団体価格にて販売
		ティッシュ1箱	2025年4月18日	7,000円	加盟団体価格にて販売
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		ミニハンカチ60枚 ティッシュ120個	2025年5月20日	0円	啓発活動で使用
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		ティッシュ6箱	2025年6月5日	47,520円	加盟団体価格にて販売
		クリアファイル100枚 ミニハンカチ100枚	2025年6月6日	17,300円	加盟団体価格にて販売
		ティッシュ2箱	2025年6月23日	15,840円	加盟団体価格にて販売
		白血病と言われたら 2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 1セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引　　別紙①

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
[redacted]		白血病と言われたら1セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら1セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら1セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら2セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら1セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら1セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら1セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら1セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら1セット	2025年6月30日	0円	啓発用無償提供
		ミニタオル200枚 クリアファイル200枚	2025年7月8日	34,600円	加盟団体価格にて販売

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引　　別紙①

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
[redacted]		ミニハンカチ50枚	2025年7月17日	5,500円	加盟団体価格にて販売
		ティッシュ1箱	2025年7月17日	7,920円	加盟団体価格にて販売
		ハンドブック「白血病と言われたら」1セット	2025年7月17日	1,400円	加盟団体価格にて販売
		ハンドブック「白血病と言われたら」10セット	2025年7月17日	14,000円	加盟団体価格にて販売
		白血病と言われたら 1セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 5セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 3セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		ハンドブック「白血病と言われたら」5セット	2025年8月18日	7,000円	加盟団体価格にて販売
		ミニハンカチ100枚 ティッシュ100個	2025年8月25日	12,584円	加盟団体価格にて販売
		ティッシュ6箱	2025年8月26日	47,520円	加盟団体価格にて販売
		ハンドブック「白血病と言われたら」5セット	2025年8月29日	7,000円	加盟団体価格にて販売
		ミニハンカチ20枚	2025年8月25日	0円	啓発活動で使用
		ハンドブック「白血病と言われたら」1セット	2025年9月11日	1,400円	加盟団体価格にて販売
		ハンドブック「白血病と言われたら」2セット	2025年9月13日	2,800円	加盟団体価格にて販売
		ティッシュ1箱	2025年9月24日	7,920円	加盟団体価格にて販売
		ティッシュ2箱 ハンドブック「白血病と言われたら」20セット	2025年10月7日	43,840円	加盟団体価格にて販売
		ティッシュ3箱	2025年10月9日	23,760円	加盟団体価格にて販売
		横断幕2枚	2025年10月9日	5,516円	加盟団体価格にて販売
		ティッシ4箱	2025年10月15日	31,680円	加盟団体価格にて販売
		白血病と言われたら 4セット	2025年10月15日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 5セット	2025年10月30日	0円	啓発用無償提供
		白血病と言われたら 5セット	2025年5月24日	0円	啓発用無償提供
		ティッシュ3箱	2025年10月17日	23,760円	加盟団体価格にて販売
		ハンドブック「白血病と言われたら」5セット	2025年10月31日	7,000円	加盟団体価格にて販売
		ハンドブック「白血病と言われたら」50セット	2025年11月6日	70,000円	加盟団体価格にて販売
		ティッシュ1箱	2025年11月11日	7,920円	加盟団体価格にて販売
		クリアファイル400枚	2025年11月17日	24,200円	加盟団体価格にて販売
		ティッシュ15箱	2025年12月2日	118,800円	加盟団体価格にて販売
		クリアファイル100枚	2026年1月6日	6,300円	加盟団体価格にて販売
		ティッシュ7箱	2026年1月13日	55,440円	加盟団体価格にて販売

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引　　別紙①

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
[redacted]		クリアファイル150枚	2026年2月4日	9,450円	加盟団体価格にて販売
		ティッシュ2箱	2026年3月26日	15,840円	加盟団体価格にて販売
			92件	775,960円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む）　　別紙②

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
[redacted]	[redacted]	インターネットSSLサービス管理料	2025/4/28	2,860円	請求書による
		インターネットSSLサービス管理料	2025/5/27	2,860円	請求書による
		インターネットSSLサービス管理料	2025/6/27	2,860円	請求書による
		インターネットSSLサービス管理料	2025/7/28	2,860円	請求書による
		インターネットSSLサービス管理料	2025/8/27	2,860円	請求書による
		インターネットSSLサービス管理料	2025/9/29	2,860円	請求書による
		インターネットSSLサービス管理料	2025/10/27	2,860円	請求書による
		インターネットSSLサービス管理料	2025/11/27	2,860円	請求書による
		インターネットSSLサービス管理料	2025/12/29	2,860円	請求書による
		インターネットSSLサービス管理料	2026/1/27	2,860円	請求書による
		インターネットSSLサービス管理料	2026/2/27	2,860円	請求書による
		インターネットSSLサービス管理料	2026/3/27	2,860円	請求書による
		インターネット利用料	2025/4/28	1,650円	請求書による
		インターネット利用料	2025/5/28	1,650円	請求書による
		インターネット利用料	2025/6/26	1,650円	請求書による
		インターネット利用料	2025/7/28	1,650円	請求書による
		インターネット利用料	2025/8/29	1,650円	請求書による
		インターネット利用料	2025/9/30	1,650円	請求書による
		インターネット利用料	2025/10/29	1,650円	請求書による
		インターネット利用料	2025/11/28	1,650円	請求書による
		インターネット利用料	2025/12/26	1,650円	請求書による
		インターネット利用料	2026/1/28	1,650円	請求書による
		インターネット利用料	2026/2/27	1,650円	請求書による
		インターネット利用料	2026/3/25	1,650円	請求書による
			合計	54,120円	
		協議会ニュース392号印刷	2025/4/28	58,245円	請求書による
		協議会ニュース393号印刷	2505/5/30	57,145円	請求書による
		協議会ニュース394号印刷	2025/6/26	55,825円	
		協議会ニュース395号印刷	2505/7/28	58,685円	
		協議会ニュース396号印刷	2025/8/29	57,145円	
		協議会ニュース397号印刷	2025/9/30	58,465円	
		協議会ニュース398号印刷	2025/10/29	58,245円	
		協議会ニュース399号印刷	2025/12/3	58,245円	
		協議会ニュース400号印刷	2026/1/13	57,805円	
		協議会ニュース401号印刷	2026/1/28	58,465円	
		協議会ニュース402号印刷	2026/3/9	58,905円	
		協議会ニュース403号印刷	2026/3/27	57,805円	
			合計	694,980円	

5．支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］　別紙③-1

＜佐藤きち子記念 造血細胞移植患者支援基金＞

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	2025年4月11日	24,200	造血細胞移植費用支援
		2025年5月20日	186,981	造血細胞移植費用支援
		2025年5月20日	129,535	造血細胞移植費用支援
		2025年5月20日	195,000	造血細胞移植費用支援
		2025年6月16日	257,070	造血細胞移植費用支援
		2025年6月16日	300,000	造血細胞移植費用支援
		2025年6月26日	202,460	造血細胞移植費用支援
		2025年6月26日	87,690	造血細胞移植費用支援
		2025年7月7日	27,781	造血細胞移植費用支援
		2025年7月10日	25,000	造血細胞移植費用支援
		2025年7月10日	192,490	造血細胞移植費用支援
		2025年7月14日	88,560	造血細胞移植費用支援
		2025年7月17日	175,000	造血細胞移植費用支援
		2025年7月25日	28,845	造血細胞移植費用支援
		2025年7月29日	223,900	造血細胞移植費用支援
		2025年8月1日	90,000	造血細胞移植費用支援
		2025年8月19日	38,658	造血細胞移植費用支援
		2025年8月19日	205,818	造血細胞移植費用支援
		2025年9月25日	115,920	造血細胞移植費用支援
		2025年10月17日	300,000	造血細胞移植費用支援
		2025年10月22日	173,850	造血細胞移植費用支援
		2025年10月22日	182,860	造血細胞移植費用支援
		2025年10月22日	154,315	造血細胞移植費用支援
		2025年10月29日	300,000	造血細胞移植費用支援
		2025年10月29日	300,000	造血細胞移植費用支援
		2025年12月18日	228,608	造血細胞移植費用支援
		2025年12月18日	109,790	造血細胞移植費用支援
		2025年12月25日	127,640	造血細胞移植費用支援
		2025年12月25日	172,974	造血細胞移植費用支援
		2025年12月25日	300,000	造血細胞移植費用支援
		2025年12月26日	107,510	造血細胞移植費用支援
		2026年1月9日	112,855	造血細胞移植費用支援
		2026年1月13日	113,019	造血細胞移植費用支援
		2026年1月15日	2,268	造血細胞移植費用支援
		2026年1月29日	35,988	造血細胞移植費用支援
		2026年1月29日	73,800	造血細胞移植費用支援
		2026年2月4日	174,230	造血細胞移植費用支援
		2026年2月4日	132,000	造血細胞移植費用支援
		2026年2月19日	300,000	造血細胞移植費用支援
		2026年2月19日	76,400	造血細胞移植費用支援
		2026年2月25日	19,404	造血細胞移植費用支援
		2026年2月27日	144,454	造血細胞移植費用支援
		2026年3月3日	92,358	造血細胞移植費用支援
		2026年3月23日	21,906	造血細胞移植費用支援
		2026年3月31日	151,208	造血細胞移植費用支援
		小計	6,502,345	

＜志村大輔患者支援基金・分子標的薬支援＞

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	2025年4月24日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2025年4月24日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2025年4月24日	20,000	分子標的薬治療費支援

[redacted]	2025年4月24日	30,000	分子標的薬治療費支援
	2025年4月24日	40,000	分子標的薬治療費支援
	2025年4月24日	40,000	分子標的薬治療費支援
	2025年4月24日	24,000	分子標的薬治療費支援
	2025年4月24日	40,000	分子標的薬治療費支援
	2025年6月6日	48,000	分子標的薬治療費支援
	2025年6月6日	80,000	分子標的薬治療費支援
	2025年6月6日	80,000	分子標的薬治療費支援
	2025年6月6日	60,000	分子標的薬治療費支援
	2025年6月6日	24,000	分子標的薬治療費支援
	2025年6月6日	12,000	分子標的薬治療費支援
	2025年6月6日	20,000	分子標的薬治療費支援
	2025年6月6日	24,000	分子標的薬治療費支援
	2025年6月6日	50,000	分子標的薬治療費支援

<志村大輔患者支援基金・分子標的薬支援（続き）>

支出先の名称	所　在　地	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
[redacted]		2025年6月6日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年6月6日	72,000	分子標的薬治療費支援
		2025年6月6日	100,000	分子標的薬治療費支援
		2025年6月6日	36,000	分子標的薬治療費支援
		2025年6月6日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年6月6日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2025年6月6日	36,000	分子標的薬治療費支援
		2025年6月6日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2025年6月6日	48,000	分子標的薬治療費支援
		2025年6月6日	48,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	48,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	20,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	80,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	36,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	100,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	30,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	30,000	分子標的薬治療費支援
		2025年7月11日	20,000	分子標的薬治療費支援
		2025年8月8日	50,000	分子標的薬治療費支援
		2025年8月8日	100,000	分子標的薬治療費支援
		2025年8月8日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年8月8日	72,000	分子標的薬治療費支援
		2025年8月8日	72,000	分子標的薬治療費支援
		2025年8月8日	36,000	分子標的薬治療費支援
		2025年8月8日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年8月8日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年8月8日	20,000	分子標的薬治療費支援
		2025年8月8日	56,000	分子標的薬治療費支援
		2025年10月9日	80,000	分子標的薬治療費支援
		2025年10月9日	24,000	分子標的薬治療費支援
		2025年10月9日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2025年10月9日	36,000	分子標的薬治療費支援

[redacted]	2025年10月9日	24,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	90,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	40,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	24,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	24,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	48,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	20,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	36,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	96,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	60,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	24,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	80,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	20,000	分子標的薬治療費支援
	2025年10月9日	60,000	分子標的薬治療費支援

<志村大輔患者支援基金・分子標的薬支援（続き）>

支出先の名称	所　在　地	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
[redacted]		2025年10月9日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年11月7日	32,000	分子標的薬治療費支援
		2025年11月7日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2025年11月7日	80,000	分子標的薬治療費支援
		2025年11月7日	50,000	分子標的薬治療費支援
		2025年11月7日	72,000	分子標的薬治療費支援
		2025年11月7日	56,000	分子標的薬治療費支援
		2025年11月7日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2025年11月7日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2025年11月7日	32,000	分子標的薬治療費支援
		2025年11月7日	20,000	分子標的薬治療費支援
		2025年11月7日	36,000	分子標的薬治療費支援
		2025年11月7日	24,000	分子標的薬治療費支援
		2025年12月18日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年12月18日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2025年12月18日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年12月18日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年12月18日	24,000	分子標的薬治療費支援
		2025年12月18日	24,000	分子標的薬治療費支援
		2025年12月18日	20,000	分子標的薬治療費支援
		2025年12月18日	20,000	分子標的薬治療費支援
		2025年12月18日	24,000	分子標的薬治療費支援
		2025年12月18日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2025年12月18日	90,000	分子標的薬治療費支援
		2026年1月20日	20,000	分子標的薬治療費支援
		2026年1月20日	50,000	分子標的薬治療費支援
		2026年1月20日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2026年1月20日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2026年1月20日	20,000	分子標的薬治療費支援
		2026年1月20日	24,000	分子標的薬治療費支援
		2026年1月20日	40,000	分子標的薬治療費支援
		2026年1月20日	120,000	分子標的薬治療費支援
		2026年1月20日	24,000	分子標的薬治療費支援
		2026年1月20日	60,000	分子標的薬治療費支援
		2026年1月20日	120,000	分子標的薬治療費支援
		2026年2月18日	24,000	分子標的薬治療費支援
		2026年2月18日	48,000	分子標的薬治療費支援

5．支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］　別紙③-1

[redacted]	2026年2月18日	60,000	分子標的薬治療費支援
	2026年2月18日	40,000	分子標的薬治療費支援
	2026年2月18日	64,000	分子標的薬治療費支援
	2026年2月18日	80,000	分子標的薬治療費支援
	2026年2月18日	84,000	分子標的薬治療費支援
	2026年2月18日	120,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	20,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	50,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	72,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	40,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	48,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	60,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	24,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	40,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	48,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	24,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	90,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	40,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	44,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	24,000	分子標的薬治療費支援
	2026年3月18日	80,000	分子標的薬治療費支援
	小計	6,094,000	

＜志村大輔患者支援基金・精子保存費用支援＞

支出先の名称	所 在 地	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	2025年4月24日	11,000	精子保存費用支援
		2025年4月24日	16,550	精子保存費用支援
		2025年6月6日	17,360	精子保存費用支援
		2025年10月17日	22,000	精子保存費用支援
		2026年2月18日	11,000	精子保存費用支援
		2026年3月18日	22,850	精子保存費用支援
		小計	100,760円	

＜こうのとりマリーン基金＞

支出先の名称	所 在 地	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	2025年6月16日	145,627	卵子保存費用支援
		2025年8月25日	184,800	卵子保存費用支援
		2025年9月26日	107,800	卵子保存費用支援
		2025年10月29日	83,600	卵子保存費用支援
		小計	521,827円	

患者支援合計	13,218,932円

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

別紙③-2

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	2025年8月4日	320,000円	活動支援
		2026年3月9日	37,500円	活動支援
		2025年12月26日	80,000円	活動支援
		2026年3月23日	21,000円	活動支援
		2026年3月23日	7,000円	活動支援
		2026年3月23日	20,000円	活動支援
		2026年3月23日	16,000円	活動支援
		小計	501,500円	

支出した寄附金合計	13,720,432円

書式第７号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会	チェック欄

３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること　✔

イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること

(1) 役員及びその親族等

(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ　各社員の表決権が平等であること

ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	令和７年４月１日 ～令和８年３月31日	16人	0人	0%	0人	0%
ⓑ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓒ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓓ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓔ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓕ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・(いいえ)	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	(はい)・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○　ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第８号（法第４４条・５１条・５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		16人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況							
				ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任 年月日
梅田　正造	[redacted]	理事	[redacted]	○							就任 H29.7.1
浅野　祐子		理事		○							就任 H29.7.1
村上　忠雄		理事		○							就任 H19.7.1
山村　詔一郎		理事		○							就任 H23.7.1
若木　換		理事		○							就任 H27.7.1
川下　勉		理事		○							就任 R5.7.1
北折　健次郎		理事		○							就任 H29.7.1
齊藤　千秋		理事		○							就任 R5.7.1
鈴木　敏生		理事		○							就任 R5.7.1
館野　守男		理事		○							就任 R3.7.1
山口　明大		理事		○							就任 R1.7.1
笠原　千夏子		理事		○							就任 R7.5.25
菅　早苗		理事		○							就任 R7.5.25
内藤　真澄		理事		○							就任 R7.5.25

黒部　光司	[redacted]	監事	[redacted]	○							就任 R3.7.1
笠原　慶一		監事		○							就任 R5.7.1
佐藤　民雄		理事		○							就任 R5.7.1 退任 R7.5.25
中村　福代		理事		○							就任 R5.7.1 退任 R7.5.25
山崎　裕一		理事		○							就任 R3.7.1 退任 R7.5.25

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第９号（法第４４条・５１条・５８条関係）

帳　簿　組　織　の　状　況

第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人　全国骨髄バンク推進連絡協議会

伝　票　又　は　帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ形式で保管	都度	７年
仕訳日記帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ形式で保管	都度	７年
棚卸資産台帳（貯蔵品・切手）	Excel使用 ルーズリーフ形式で保管	都度	７年
賃金台帳	給与計算ソフト（Free Way給与）使用 データ保管	月１回	７年

（記載要領）

・　「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。

・　「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。

・　「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

・　認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人　全国骨髄バンク推進連絡協議会	チェック欄

４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること　✔

イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０％以上であること

ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０％以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

・　「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。

・　認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人　全国骨髄バンク推進連絡協議会	チェック欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ　助成の実績を記載した書類		✔

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。	同　意	
	する	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人　全国骨髄バンク推進連絡協議会

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	✔

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実
その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有　・　(無)	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	年　月　日

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条・５１条・５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人　全国骨髄バンク推進連絡協議会	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ✔

1　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　暴力団の構成員等(注2)

2　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

3　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

4　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

5　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

6　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・(無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・(いいえ)

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・(いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・(いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(いいえ)